

# 令和4年度 保育園入園のご案内



## 【保育園の役割は】

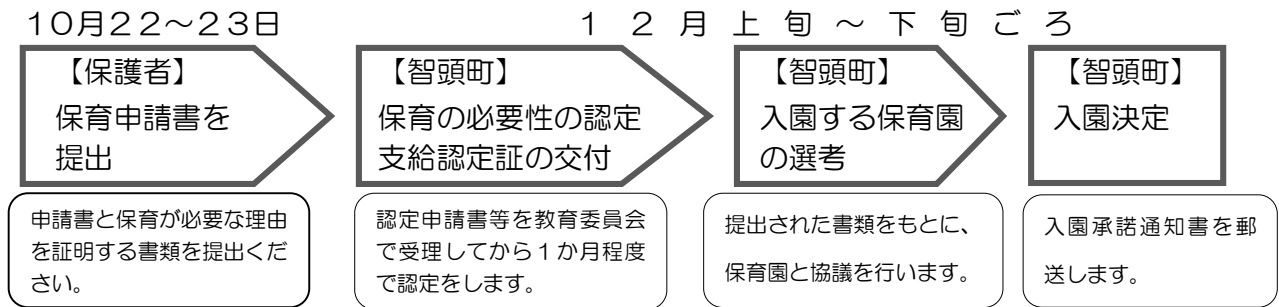
子どもは、それぞれの家庭において保護者のあたたかい愛情のもとで育てられるのが理想ですが、保護者が仕事をしていたり、病気などで家庭で保育できないなど、生活の状況は様々です。

保育園は、そのようなお子さんを保護者に代わって就学前まで保育する場所です。したがって、全ての子どもが無条件で入園できるわけではありません。入園できる家庭の条件をご確認のうえ、お申し込みください。

## 【保育認定について】

入園を希望する場合は、申込書の内容をもとに保育の必要性を判断します。保護者のいずれもが「保育が必要な理由」に該当する場合には、「支給認定証」を交付します。

### ◀ 認定から利用までの流れ ▶



### ◀ 保育が必要な理由を証明する書類 ▶

子どもの保護者（子どもと生計を同じにする父母等）の「保育が必要な理由」を証明する書類を提出してください。書類の提出がない場合は、申請書を受付できません。

保育が必要な理由		必 要 書 類
就労	お勤め	保険証の写し(勤め先から発行されたもの) または就労証明書
	お勤め予定	就労証明書
	自営業・農林業その他	自営申告書または令和元年度確定申告書第1・2表
求職活動		求職活動申告書
妊娠・出産	出産(予定)日の前後2ヵ月	母子手帳の写し(表紙と分娩予定日が確認できる部分)
疾病・障がい	保護者の病気	診断書
	保護者が障がいをお持ちの場合	障がい者手帳等の写し
家族の介護	家族の病気	診断書又は介護・看護状況申告書
	家族が障がいをお持ちの場合	障がい者手帳等の写し
災害復旧		り災証明書
就学	学校に通っている・通う予定	在学証明書
DV、児童虐待	虐待のおそれがある、避難している	特別な事情についての申告書
その他	上記以外の理由で保育できない場合	特別な事情についての申告書

## ◀ 利用時間 ▶

保護者の状況を客観的に確認し、保育園の利用時間を「保育標準時間」または「保育短時間」に認定します。父と母のどちらかが保育短時間に該当する場合は、保育短時間で認定します。

区分	保育が必要な理由（父母の状況）	認定の有効期限
保育標準時間	就労（月120時間以上） 疾病、負傷、障がい 親族の介護、看護（介護及び看護時間が120時間以上） 災害復旧 DV、児童虐待	子どもの小学校就学前まで
	就学（授業時間が月120時間以上）	卒業予定日の月末まで
	妊娠、出産	出産日の前後2ヶ月
	その他（保育標準時間の利用を認められる場合）	町長が認める期間
保育短時間	就労（月60時間以上120時間未満） 親族の介護、看護 （介護および看護時間が月60時間以上120時間未満）	子どもの小学校就学前まで
	求職活動	90日間
	育児休業	育児休業終了日まで
	就学（授業時間が月60時間以上120時間未満）	卒業予定日の月末まで
	その他（保育短時間の利用を認められる場合）	町長が認める期間

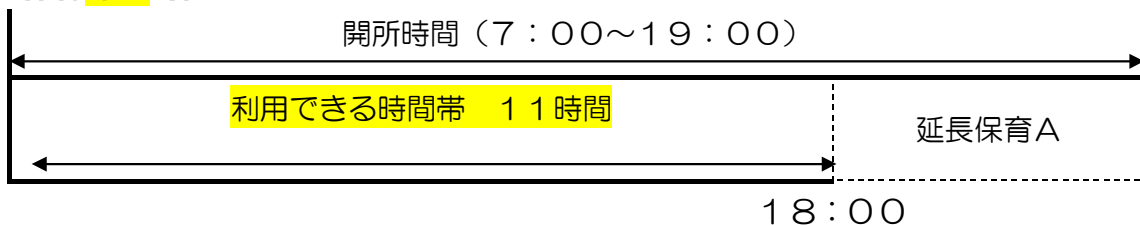
## 【保育時間】

保育認定の区分によって、保育園等を利用できる時間帯が異なります。

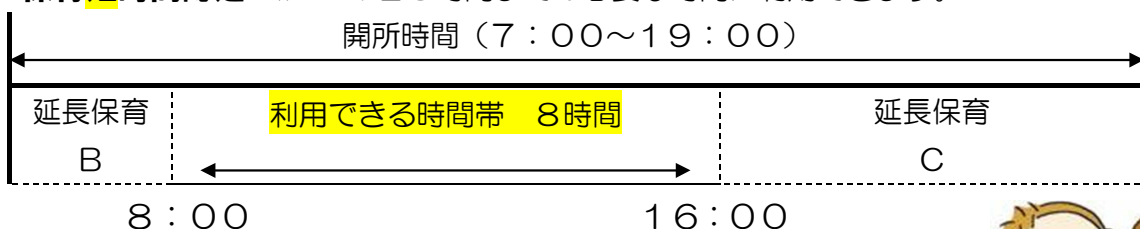
実際の利用時間は、通勤時間等を考慮し保育に必要な時間を保育園等と相談のうえ決定します。

ただし、設定された利用時間帯以外でも、残業等で保育が必要と認められる場合には、開所時間内に限り延長保育を利用できます。\*延長保育には、保育料とは別に利用料が必要です。

◀ **保育標準時間認定** ▶ 1日11時間までの必要な時間に利用できます。



◀ **保育短時間認定** ▶ 1日8時間までの必要な時間に利用できます。



## 【保育料】

保育料は、保育園等を適切に運営するための経費を負担していただくものです。保護者の町民税額と子どもの年齢によって決定します。保育料無償化の対象となる3歳以上の子どもであっても、延長保育料や副食費（おかず・おやつ代）の減免額を計算するため、一度保育料を算定します。

### ◀ 令和3年1月1日に智頭町に住所がない方 ▶

保育料の計算に必要な町民税額を証明するために『令和3年度所得課税証明書』が必要です。前住所地の市役所から取得し、入園申請時に提出してください。

### ◀ 保育料の切り替えについて ▶

保育料は毎年9月に切り替え作業を行うこととなります。市町村民税が決定するのが毎年6月のため、4月～8月分は前年度（令和3年度）分の町民税額、9月～3月は当該年度（令和4年度）の町民税額により保育料を決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度（令和3年度）の市町村民税に基づく保育料					当該年度（令和4年度）の市町村民税に基づく保育料						

### ◀ 保育料の納付について ▶

保育料は、各月の月末が納期限です。また、延長保育料は翌月の月末が納期限です。納付方法は原則として口座振替で納付いただくこととなります。口座振替は、町内の金融機関で手続きをしてください（納期限の前月15日まで）

## 【延長保育料】

延長保育は、仕事でお子さんの迎えが遅くなる場合や、病気等でやむを得ない場合にご利用いただけます。利用には事前に申込みが必要です。利用料は、保育料階層（市町村民税額により決定）によって異なります。

区分	時間	延長保育料	
		保育料階層	金額
延長保育A (標準・短時間)	午後6時から 閉所時間まで	第1階層	0円
		第2階層	月2回まで1回250円 月3回以上は一律月600円
		第3階層以上	月7回まで1回250円 月8回以上は一律月3,000円
延長保育B (短時間)	開所時間から 午前8時30分まで	第1階層	0円
		第2階層	月2回まで1回150円 月3回以上は一律月400円 ※回数は延長保育Bと延長保育Cの合計
延長保育C (短時間)	午後4時から 午後6時まで	第3階層	月4回まで1回150円 月5回以上は一律月700円 ※回数は延長保育Bと延長保育Cの合計
		第4階層以上	1回150円

\*就労時間や生活の変化により、保育認定の区分が変わることがあります。その場合は「支給認定変更届」と「証明する書類(就労証明書・求職活動申告書・妊娠出産証明書など)を提出してください。

\*そのほか、ご不明なことはお気軽にお尋ねください。

お問い合わせ先：智頭町教育委員会 次世代育成推進担当 ☎ 75-4119